



令和9年度入所案内について

一次受付期間
令和8年11月4日(水)～17日(火)
平日8時30分～17時15分



韮崎市こども子育て課保育担当



0551-22-1117

目次

お子さんの年齢・認定・認定区分	P1
保育所・認定こども園(保育部分)への入所関係	P3
1. 見学	P4
2. 認定要件の確認	P4
3. 申請に必要な書類の準備	P6
4. 入所申込み	P10
5. 利用調整	P12
6. 決定	P13
7. 認定通知書の送付	P13
保育時間	P14
保育料(利用者負担額) 給食費(主食費・副食費)	P15
幼稚園・認定こども園(教育部分)への入園関係	P20
市内施設の概要	P23

<お子さんの年齢>

令和9年4月1日時点の年齢を基準に決定します。

クラス	お子さんの生年月日	就学前まで入所する場合の施設利用終了日
0歳児	R8.4.2(2026.4.2)～	～R15(2033).3.31
1歳児	R7.4.2(2025.4.2)～R8.4.1(2026.4.1)	～R14(2032).3.31
2歳児	R6.4.2(2024.4.2)～R7.4.1(2025.4.1)	～R13(2031).3.31
3歳児	R5.4.2(2023.4.2)～R6.4.1(2024.4.1)	～R12(2030).3.31
4歳児	R4.4.2(2022.4.2)～R5.4.1(2023.4.1)	～R11(2029).3.31
5歳児	R3.4.2(2021.4.2)～R4.4.1(2022.4.1)	～R10(2028).3.31

※入所が認められたお子さんは、継続入所のための手続きが毎年必要になります。

※認定要件に該当していれば、小学校就学まで施設を利用することができます。
認定要件はP4を確認してください。

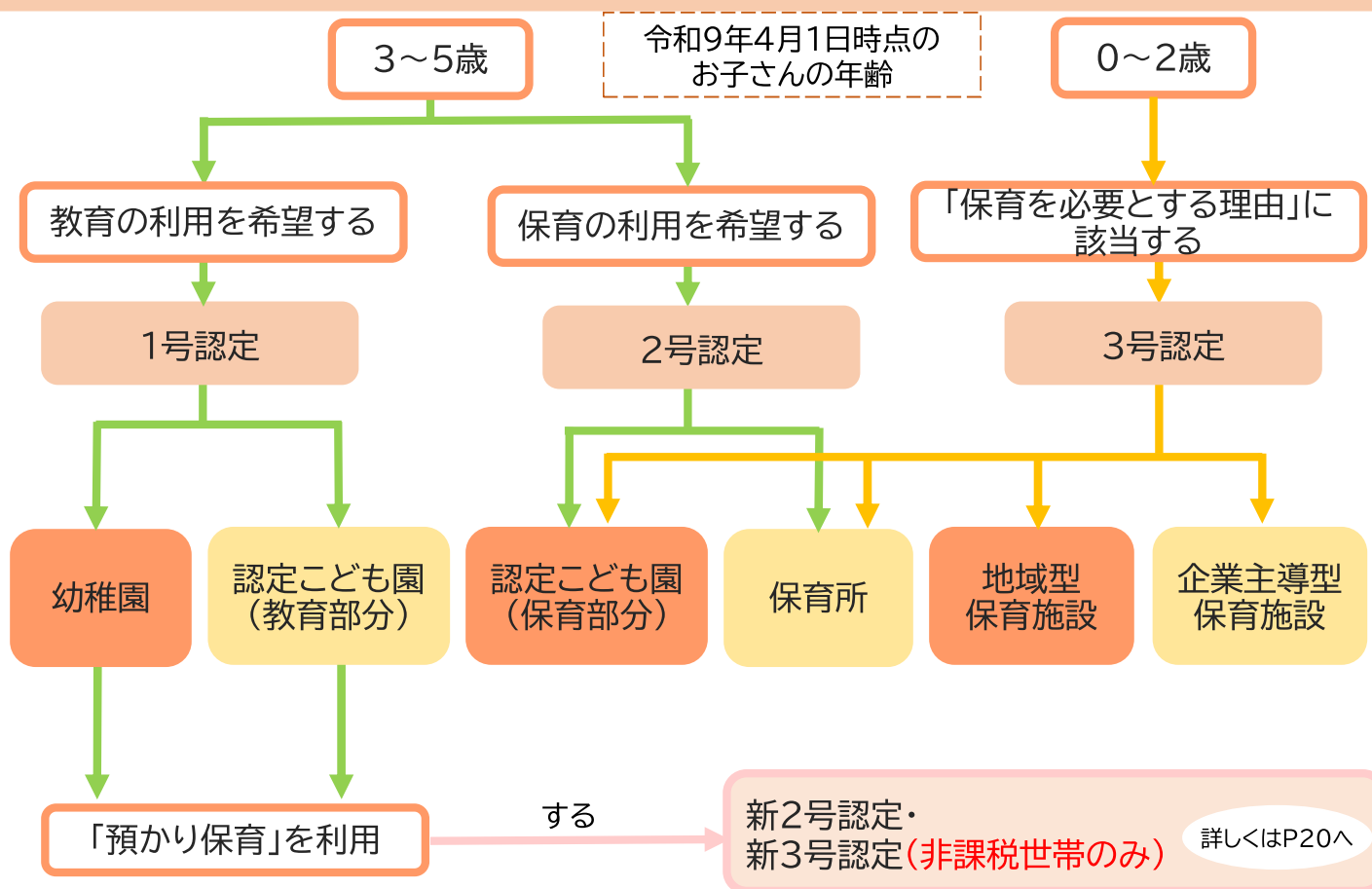
※妊娠・出産や求職活動など、保育を必要とする理由によっては認定期間が異なる
(入所期間が限定される)場合もあります。P5を確認してください。

	幼稚園		認定こども園		保育所	地域型 保育施設	企業主導型 保育施設
	私学 助成園	施設型 給付園	教育部分	保育部分			
目的	小学校以降の学習の 基礎をつくるため、 幼児期の教育を行う施設		教育・保育を一体的に行う、 幼稚園と保育園の機能を 併せ持つ施設		就労などにより 家庭で保育できない 保護者に代わって 保育を行う施設	家庭的な雰囲気の中 で保育を行う 小規模施設	主に従業員の 子どもを対象に 保育を行う 認可外施設
対象年齢	満3～5歳児			0～5歳児 (※1)		0～2歳児	0～2歳児
認定区分	新1号認定 新2号認定 新3号認定	1号認定 新2号認定(預かり保育) 新3号認定(預かり保育)		2号認定・3号認定			
利用時間	4時間を基準に各施設で定める教育時間 (預かり保育実施施設あり)			標準時間 11時間 短時間 8時間 ※就労時間によって荏崎市が認定		11時間/ 13時間	
休み	土曜(施設によって異なる)・日曜・ 国民の祝日 夏・冬・春に長期休日あり			日曜・国民の祝日・年末年始など		各施設	
利用者 負担(※2)	給食費(満3歳児～5歳児)			利用料(0～2歳児)/給食費(3～5歳児)		各施設	
利用選考	各施設			保育の必要性に応じて市が基準に基づき利用調整		各施設	
入園の 申請先	各施設			荏崎市		各施設	
市内施設	なし	荏崎カトリック 白百合幼稚園	すみれ荏崎保育園 山梨英和ダグラスこども園		【公立】 荏崎市立たんぽぽ保育園 荏崎市立すずらん保育園 【私立】 キツキ	なし	【私立】 てくてく保育園 (「地域枠」あり) ※休園中

※1 すみれ蕪崎保育園は生後2か月から、山梨英和ダグラスこども園、蕪崎市立保育園、キツキは生後6か月から

※2 蕪崎市が定める利用者負担額とは別に、実費徴収が求められることがあります。例:教材費、保護者会費、制服代 など

<お子さんの認定>



<認定区分(教育・保育給付認定)>

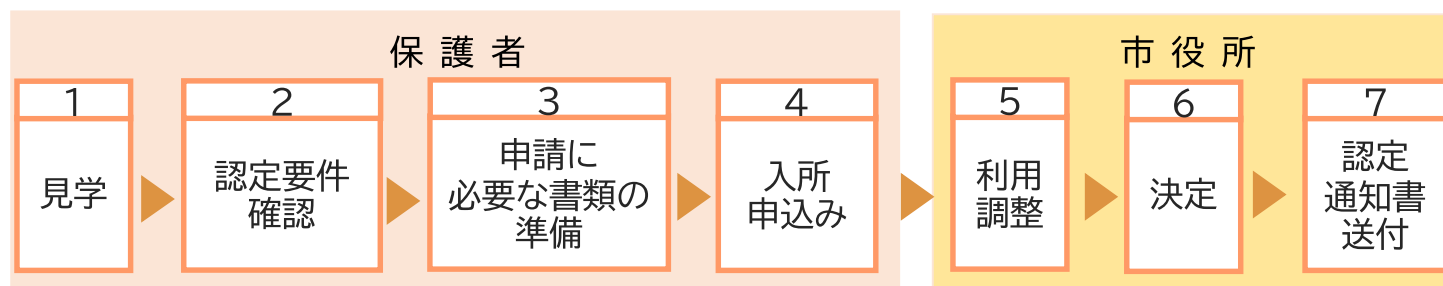
幼稚園、保育所、認定こども園への入所を希望する保護者の方には、利用のために認定を受けていただきます。

保育を必要とする理由	認定区分	対象となる子ども	利用できる主な施設
なし (「あり」でも入所可能)	1号認定	満3歳以上の就学前の子ども (2号認定を除く) ※利用開始月は施設により異なります	・幼稚園 ・認定こども園 (教育部分)
あり	2号認定 (標準時間/短時間)	満3歳以上で、保護者の就労や 疾病等により、保育を必要と する就学前の子ども	・保育所 ・認定こども園 (保育部分)
あり	3号認定 (標準時間/短時間)	満3歳未満で、保護者の就労や 疾病等により、保育を必要とす る就学前の子ども	・保育所 ・認定こども園 (保育部分) ・地域型保育施設 ・企業主導型保育施設

保育所・認定こども園(保育部分)への 入所関係



<保育所・認定こども園(保育部分)への入所手続き> ⇒P4へ



蕪崎市民の方が蕪崎市外の保育施設への入所を希望する場合または
蕪崎市外の方が、蕪崎市内の保育施設への入所を希望する場合は
入所手続きの流れが異なりますのでP11をご確認ください。

<幼稚園・認定こども園(教育部分)への入園手続き> ⇒P20へ

幼稚園・認定こども園(教育部分)の入園手続きは、各施設で行います。

<企業主導型保育施設への入所手続き> ⇒ 各施設へ

企業主導型保育施設(てくてく保育園蕪崎等)へ入所を希望する場合は、入所を希望する施設へ直接申し込みをしていただきます。詳細は、各施設へお問合せください。
蕪崎市には、てくてく保育園蕪崎があります。(※R8.5月～ 休園中)

1. 見学

各施設では、施設ごとに特色のある保育を行っているため、入所申込みの際は、**事前に希望する施設の見学**をお願いします。

※施設の都合によりご希望の日時の見学が受けられない場合があります。

< 令和9年4月入所希望の方 >

下記の日程で、見学会を開催しております。施設に直接お問い合わせください。

【公立】 保育所		【私立】 保育所	【私立】 認定こども園	
韮崎市立 たんぽぽ 保育園	韮崎市立 すずらん 保育園	キヅキ	すみれ 韮崎保育園	山梨英和 ダグラスこども園
22-6087	45-7166	30-7300	22-0118	22-0707
9時30分～11時	9時30分～11時			
10月 6日(火) 10月14日(水) 10月19日(月) 10月30日(金)	10月 5日(月) 10月 9日(金) 10月14日(水) 10月23日(金)	見学は 個別に対応	見学は 個別に対応	見学は 個別に対応

< 令和9年5月以降入所の方 >

随時開催しております。施設に直接お問い合わせください。

2. 認定要件の確認

◇認定要件の確認 保育所等に入所するには、保護者のいずれもが、次のいずれかの認定要件に該当する必要があります。

保育を必要とする理由	認定要件
①就労	ひと月において 48時間以上 働いている
②妊娠・出産	妊娠中または出産後で休養が必要である
③疾病・障がい	病気やけが、または精神や身体に障がいがある (疾病については、治療に 1か月以上 要する)
④親族の介護、看護	親族を介護または看護している
⑤求職活動・起業準備	就職活動や起業活動を継続的に行っている
⑥就学	大学や職業訓練校、専門学校等に通っている
⑦災害復旧	地震・火災・風水害等に遭い、その復旧にあたっている
⑧虐待・DV	児童虐待やDVのおそれがある
⑨育児休業	育児休業取得時にすでに子どもが保育所等を利用している ※育児休業中にご家庭で保育が可能のため、原則利用申請ができません。育児休業から職場復帰し、就労する場合に限り、入所申込みが可能です
⑩その他	上記のほか、各理由に類するものとして市長が認めるもの

・入所後に認定要件を満たさなくなった場合は、退所していただきます。(例:仕事を退職した)

・年度途中で認定要件を変更する場合は、変更手続きが必要です。(例:就労⇒妊娠・出産)

・**毎月20日**までに変更手続きをした場合、翌月から変更が可能です。

◇認定期間

< 保育所・認定こども園(保育部分)への入所手続き >

保育を必要とする理由により、認定期間が異なります。(入所期間が限定されます。)
 3号認定(満3歳未満)の児童は、最長で3歳になる誕生日の前々日までの認定となります。
 その後も継続して保育が必要な方は、自動的に2号認定に切り替わります。

保育を必要とする理由	認定期間
①就労	小学校就学前まで
②妊娠・出産	産前2か月、出産月、産後2か月(多胎妊娠の場合は産前4か月)
③疾病・障がい	療養を必要としなくなるまで(保育ができないと診断された期間まで)
④親族の介護、看護	介護・看護の必要がなくなるまで
⑤求職活動・起業準備	最大3か月まで(勤務を開始できない場合は退所となることもあります)
⑥就学	卒業(終了)予定日まで
⑦災害復旧	必要な期間
⑧虐待・DV	必要な期間
⑨育児休業	育児休業終了日が属する月の月末まで
⑩その他	必要な期間

◇保育の必要性と必要量について

< 保育所・認定こども園(保育部分)への入所手続き >

保護者の状況に応じて、保育の必要量(標準時間・短時間)を**韮崎市が認定**します。

例) 韮崎市立保育園(開所時間: 7時30分～19時00分)の場合

	7:30		18:30	19:00
標準時間認定	最大11時間の通常保育時間			延長保育
	7:30	8:30	16:30	19:00
短時間認定	延長保育	最大8時間の通常保育時間	延長保育	

保育を必要とする理由	標準時間	短時間
①就労	△	○
②妊娠・出産	○	○
③疾病・障がい	△	○
④親族の介護、看護	△	○
⑤求職活動・起業準備	×	○
⑥就学	△	○
⑦災害復旧	△	○
⑧虐待・DV	△	○
⑨育児休業	×	○
⑩その他	△	○



< 注意事項 >

- 保護者の就労時間が月120時間を超えており、標準時間で認定ができる方でも、希望により短時間認定に変更することが可能ですが、短時間認定を標準時間認定に変更することは、やむを得ない理由がない限りできません。
- 実際の利用時間(送迎時間)は、保護者の就労状況等を基に、施設長と相談のうえ決定します。標準時間の11時間、短時間の8時間は上限の時間であり、就労状況によっては、早い時間のお迎えとなることがあります。

△: ひと月あたりの就労時間が120時間以上の場合など、標準時間に区分することが適切な場合に認定します。

入所に関するQ&A

Q 1	これから起業する予定ですが、保育を必要とする理由はどれになりますか？
	申込時点で事業を開始していない場合は、「求職活動」で申込みをしてください。
Q 2	育児休業から復帰予定です。いつから入所することができますか？
	育児休業から復帰する場合の入所可能日は、復帰する日が属する月の前月1日からです。(入所月の翌月の末日までに職場復帰する必要があります。) 【例1】育児休業 令和9年7月15日まで ⇒ 令和9年7月16日から職場復帰 入所可能日: 令和9年6月1日以降 【例2】令和9年7月31日まで ⇒ 令和9年8月1日から職場復帰 入所可能日: 令和9年7月1日以降
Q 3	年度途中に育児休業から復帰予定です。一次受付で申込みができますか？
	令和9年10月末までに育児休業から職場復帰し、葦崎市内の施設に令和9年9月1日までに入所を希望する方については、一次受付の日程で申込みが可能です。ただし、申請および入所時点で葦崎市民である方に限ります。

3. 申請に必要な書類の準備

(1)	令和9年度 教育・保育施設申込時チェックシート
(2)	施設型給付費・地域型保育給付費等教育・保育給付認定申請書 (兼施設入所申込書)
(3)	申請者(または提出者)のマイナンバーカード(または個人番号通知カード) または 本人確認書類(運転免許証・パスポート等の顔写真付き証明書)
(4)	保育が必要なことを証明する書類: 保護者(父・母)のものがが必要です。 詳しくは P7~9ハ < 注意事項 > 65歳未満の祖父母やおじ・おば等と同居している場合は、その方々の証明も必要です。 ≪ 祖父母・おじ・おばと同居しているが、世帯分離をしている場合 ≫ ≪ 祖父母・おじ・おばと建物は別だが同一地番に住民票がある場合 ≫ 申請児童と 同一番地に住民票がある場合は同居となるため、 保育が必要なことを証明する書類が必要となります。

1 就労



保護者の状況		必要となる証明書類 ★:市の指定様式あり
A	被用者 (常勤・派遣職員・パート等) 内職・業務委託等	①就労証明書★
B	自営業主	①就労証明書★ ②最新の確定申告書(第一・二表) ③開業届もしくは営業許可証 等 (令和8年1月以降に開業した場合のみ) ※②もしくは③どちらかを提出してください
C	自営業専従者	①就労証明書★ ②専従者控除の分かる書類 (自営業主の確定申告書、最新の源泉徴収票等)
D	家族従業者(無償手伝い)	①就労証明書★ ②自営業主の確定申告書の写しなど事業実施が確認できるもの

<注意事項>



就労証明書(★)は、**申込日から3か月以内**に発行されたものが有効です。

【例】11月1日に申込の場合:証明日が8月1日以降になっているものが有効

2 妊娠・出産



保護者の状況	必要となる証明書類
【母】出産(予定)の2か月前～出産後2ヶ月	①母子健康手帳(表紙及び分娩予定日のページ)の写し

3 保護者の疾病・障がい

保護者の状況		必要となる証明書類 ★:市の指定様式あり
A	障がい	①障害者手帳の写し
B	疾病・けが	①診断書★

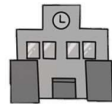
4 親族の介護・看護

保護者の状況		必要となる証明書類 ★:市の指定様式あり
A	障がい者の介護・看護	①介護(看護)状況申告書★ ②介護(看護)を受ける方の障害者手帳等の写し
B	老人・病人の介護・看護	①介護(看護)状況申告書★ ②介護(看護)を受ける方の診断書等の写し

5 求職活動・起業準備

保護者の状況		必要となる証明書類 ★:市の指定様式あり
A	求職活動	①求職活動に関する申立書★ ②ハローワークカードの写し ③保育所等入所に関する誓約書★
B	起業活動	①求職活動に関する申立書★ ②起業活動の内容がわかるもの

6 就学



保護者の状況		必要となる証明書類
A	大学・専門学校等	①在学証明書(入学前の場合は合格通知書) ②受講期間・時間割等がわかる書類
B	職業訓練	①職業訓練指示書の写しまたは在学証明書 ②受講期間・時間割等がわかる書類

7 災害復旧

保護者の状況	必要となる証明書類
地震・火災・風水害等に遭い、その復旧にあ たっている	①罹災証明書等の被災状況が確認できる書類

8 虐待・DV

保護者の状況	必要となる証明書類
児童虐待やDVのおそれがある	①警察、女性センター、児童相談所等からの証明

9 育児休業



保護者の状況	必要となる証明書類 ★:市の指定様式あり
育児休業をしている ※育児休業から職場復帰し、就労する場合のみ、入所申込み が可能です	①就労証明書★ ※産休・育休期間及び復職(予定)年月日の記載漏れがないように 注意してください

10 その他

こども子育て課保育担当にご相談ください

【状況により必要な書類】 ※該当する方のみ提出してください

保護者の状況	必要となる証明書類 ★:市の指定様式あり
【4～8月入所を希望する場合】 令和8年1月1日時点で菰崎市以外に住民票があった	①令和8年度の住民税課税証明書(所得を含む) もしくは非課税証明書 ※マイナンバーにて省略することができます
【9～3月入所を希望する場合】 令和9年1月1日時点で菰崎市以外に住民票があった	①令和9年度の住民税課税証明書(所得を含む) もしくは非課税証明書 ※マイナンバーにて省略することができます ※令和9年6月以降に交付が受けられます
申請児童に障がいがある	①障害者手帳・診断書(児童用)★
申請児童に喘息やアレルギー等がある	①保育所におけるアレルギー疾患生活管理指導表★
生活保護の適用を受けている	①生活保護受給証明書
同一世帯に身体障害者手帳、療育手帳、 精神障害者保健福祉手帳を持っている方がいる	①手帳(氏名、級、番号がわかる部分)の写し
ひとり親世帯である	①戸籍謄本、児童扶養手当証書の写し、 ひとり親家庭医療費受給者証の写しのうち、 いずれかひとつ

※その他、児童の様子や世帯の状況について、申込時や入所決定後、
必要に応じて、別途聞き取りや必要書類の提出をお願いすることがあります。

必要書類に関するQ&A

Q 1	祖父母と同居していますが、世帯分離をしています。この場合、申込書の世帯員を書く欄には祖父母は記入しなくていいですか？
	世帯分離をしている場合でも、申請児童と同一番地に住民票がある方については、記入が必要です。
Q 2	保育が必要なことを証明する書類は、誰のものを提出すればいいですか？
	保護者(父と母)のもの、また、65歳未満の祖父母やおじ、おば等が同居している場合は、その方々の証明も必要です。なお、世帯分離をしている場合でも、申請児童と同一番地に住民票がある場合は証明が必要となります。
Q 3	申込時点では、祖父母は64歳です。来年の4月1日までには65歳になっていますが、保育が必要なことの証明は必要ですか？
	4月1日時点で65歳に達している方であれば、証明書の提出は不要です。なお、育休復帰により、5月以降の入所を希望する場合も同様に、入所月の初日までに65歳に達している方の証明書の提出は不要です。
Q 4	実際は市外で暮らしていて、住民票は菰崎市にある世帯員がいます。保育が必要であることを証明する書類は必要ですか？
	必要です。その世帯員が学生の方であれば、学生証の写しをご提出ください。学生以外の方の場合は、保護者の方と同様に就労証明書等をご提出ください。

4. 入所申込み

< 保育所・認定こども園(保育部分)への入所手続き >

【令和9年4月入所】

一次受付期間

日時: 令和8年11月4日(水)～17日(火)

時間: 平日8時30分～17時15分

提出先: こども子育て課 保育担当 (市役所1階)

* 一次受付期間外の申込みは、一次選考の対象外となります。

* 書類等に不備や不足があり、受付期間内に申込みできない場合も、一次選考の対象外となります。

* お子さんの発達状況などで入所について心配がある場合には、こども子育て課保育担当まで事前にご相談ください。

* 選考は先着順ではありません。保護者の家庭状況を指数化し、指数の高い方から、優先的に希望施設の選考を行います。(指数については、P12をご参照ください。)

* 必ずしも、希望の施設に入所できない場合もありますので、ご了承ください。

* 転園の場合も同様となります。

* 施設の入所状況により二次募集を行う場合があります。

二次募集受付期間(予定) 令和9年1月28日(木)～令和9年2月10日(水)

時間と提出先は一次受付と同じです。

◇ 幼稚園、認定こども園(教育部分)、企業主導型保育施設を希望される場合
入所を希望する施設へ直接申込をしていただきます。詳細は各施設へお問合せください。

< 保育所・認定こども園(保育部分)への入所手続き >

【令和9年5月以降中途入所】

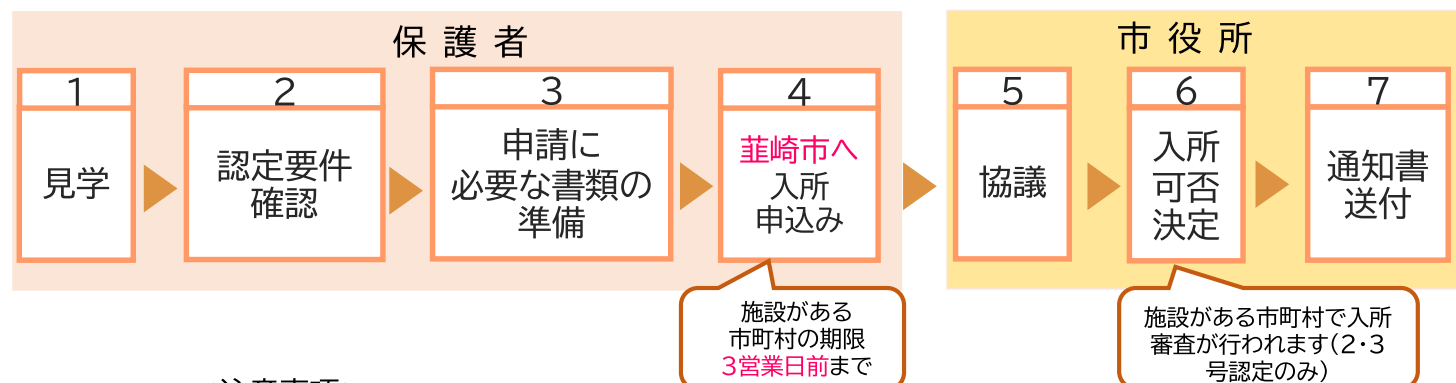
入所希望月	申込受付期間	受付時間	受付場所
5月	3月1日(月)～4月9日(金)	平日 8時30分～17時15分	こども子育て課 保育担当 (市役所1階)
6月	4月1日(木)～5月10日(月)		
7月	5月6日(木)～6月10日(木)		
8月	6月1日(火)～7月9日(金)		
9月	7月1日(木)～8月10日(火)		
10月	8月2日(月)～9月10日(金)		
11月	9月1日(水)～10月8日(金)		
12月	10月1日(金)～11月10日(水)		
1月	11月1日(月)～12月10日(金)		
2月	12月1日(水)～1月7日(金)		
3月	1月4日(火)～2月10日(木)		

※最新の空き状況については、電話にてお問合せください。

※入所希望月の前々月の25日頃からお答えできます。例: 入所希望月8月⇒6月25日頃

【荳崎市民の方が荳崎市外の保育施設への入所を希望する場合】

荳崎市外の保育施設へ入所を希望する場合には、住民票がある荳崎市で申込みの受付をします。希望する施設がある市町村が定める申込み期限の**3営業日前**までにお申込みください。



<注意事項>

それぞれの市町村では、受付期間が設定されています。

申込期限や空き状況、注意事項等を必ずご自身で希望する施設又は市町村にご確認をお願いします。

希望する市町村	市町村提出期限	希望する市町村	市町村提出期限
甲府市	10月30日(金)まで	北杜市	11月16日(月)まで
南アルプス市	11月13日(金)まで	甲斐市	11月20日(金)まで

上記以外の市町村の施設を希望する場合でも、協議を行う必要があるため、施設がある市町村が定める申込期限の3営業日前までにお申し込みください。

【荳崎市に転入予定のある荳崎市外の方で、荳崎市内の施設を希望する場合】

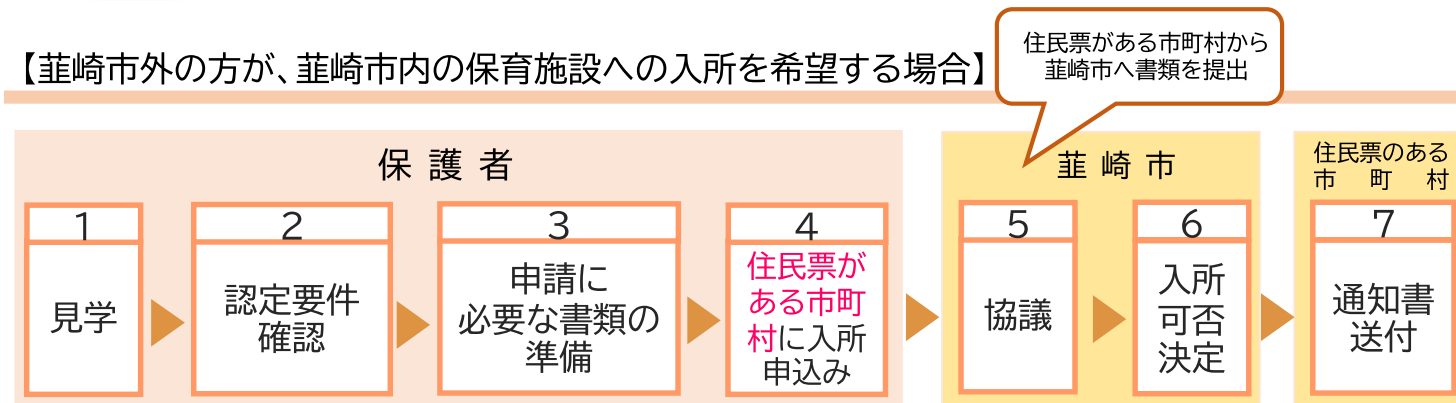
荳崎市民と同様の手続きで、お申込みすることができます。

条件	① 令和9年3月12日(金)までに転入予定 であること ②住宅の新築やアパートの契約が完了していること
提出書類	●新築請負契約書もしくはアパートの賃貸借契約書等(申込み時に提出)

<注意事項>

* 3月12日(金)までに転入が確認できない場合は、決定が取り消しになります。

【荳崎市外の方が、荳崎市内の保育施設への入所を希望する場合】



<注意事項>

* 荳崎市在住者を決定した後に、市外申込者を選考しますので、優先順位は低くなります。

* 荳崎市の入所受付締切日(11月17日(火))までに、住民票がある市町村から荳崎市へ申請書類一式が届いている必要があります。

5. 利用調整

<保育所・認定こども園(保育部分)への入所手続き>

◆利用調整とは？

保育施設は、部屋面積や保育士の数により、受入できるお子さんの数に限りがあるため、施設ごとに定員が決められています。

定員を超えて入所の申込みがあった場合、保育の必要性の度合いの高い家庭の希望を優先して、入所を決定します。この手続きを「利用調整」といいます。

◆蕪崎市内の保育園、認定こども園(保育部分)の利用調整

○保育の必要性を指数化し、**指数の高い方から順番に入所選考**を行います。

◆世帯の指数の算定方法

父の利用基準指数 + 母の利用基準指数 + 調整指数

基準指数	調整指数
認定の要件ごとに点数化したもので、父・母それぞれ該当する一つの点数が付されます。	家庭の状況等を考慮して、該当する項目を加点・減点します。

利用基準指数

保育認定の要件				内容	指数		
1	就労	被雇用者 自営業主		就労時間：月155時間以上	10		
				就労時間：月120時間以上	9		
				就労時間：月96時間以上	8		
				就労時間：月72時間以上	7		
				就労時間：月48時間以上	6		
		自営業専従者 家族従事者 内職 業務委託等		就労時間：月155時間以上	10		
				就労時間：月120時間以上	8		
				就労時間：月96時間以上	7		
				就労時間：月72時間以上	6		
				就労時間：月48時間以上	5		
2	妊娠・出産		妊娠中であるかまたは出産後間がない者	10			
3	保護者の 疾病・ 障がい 等	障がい	身体障がい 1・2級		10		
			精神障がい 1・2級				
			療育 A				
			身体障がい 3・4級				
			精神障がい 3級				
			療育 B				
		疾病・ けが	入院		疾病・けが等により入院している者	10	
			自宅療養	寝たきり		疾病・けが等により寝たきりの状態になっている者	10
				感染症・精神疾患等		医師により長期加療(安静)を要すると診断された者	9
				安静		医師により長期加療(安静)を要すると診断された者	6
その他		比較的軽症ではあるが、定期的な通院等が必要である者等		5			
4	親族の 介護・ 看護	看 自 宅 介 護 等	入院付添		長期間入院している親族の付添いにあっている者	7	
			寝たきりの老人の介護		同居する祖父母等寝たきりの状態にある老人の介護にあたっている者	10	
			身体障がい者の看護		同居する親族等で心身に障がいのある者の看護、通園・通動等の付き添いにあっている者	10	
			自宅看護		同居する親族等で長期間療養にあたっている者の看護・介護にあっている者	6	

保育認定の要件	内容	指数	
5	災害復旧	震災、風水害、火災、その他の災害の復旧にあったっている者	10
6	求職活動	就労をめざし、求職活動を行っている者	4
7	就学・職業訓練	大学、専門学校等に通学している者、または職業訓練校等において職業訓練を受けている者	5
8	虐待・DVのおそれがあること	虐待やDVの被害にあうおそれが高く、保育の必要性があると関係機関から認められる場合	15
9	その他	その他上記と同等の状況にあると市長が認めるもの	5～10

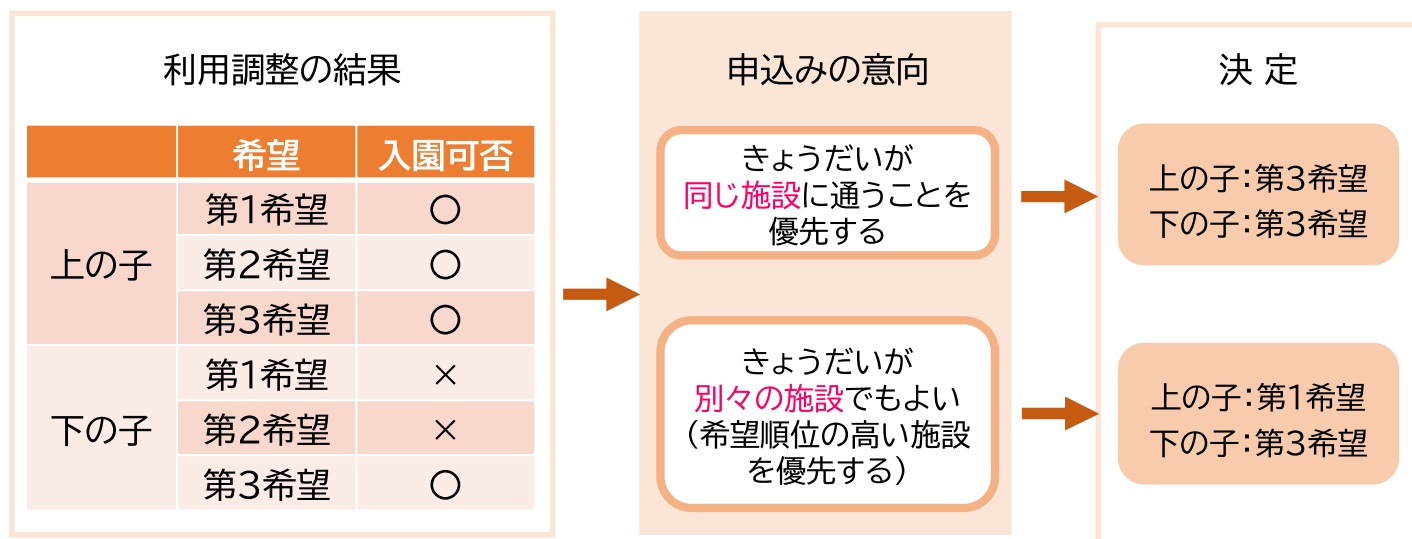
調整指数

	内容	指数
1	ひとり親家庭	+15
2	生活保護世帯	+15
3	生計中心者の失業により就労の必要性が高い場合	+5
4	虐待やDVのおそれなど社会的擁護が必要な場合	+15
5	子どもが障がいを有する場合	+5
6	育児休業が明け職場復帰が決まっている場合	+5
7	きょうだいが既にその施設に入所している場合(卒園児は除く)	+10
8	地域型保育事業(小規模保育事業等)の卒園児童	+5
9	市内の教育・保育施設(認可施設)に勤務している保育士、保育教諭または幼稚園教諭の場合※非正規職員を含む	+7
10	市内の放課後児童クラブ支援員として常時勤務している場合(月155時間以上)	+3
11	家庭で保育することが可能である親族と同居している場合	-3
12	6箇月以上の保育料を滞納している場合(ただし、分納誓約または申し出による児童手当からの徴収をしている場合を除く)※卒園児分を含む	-10
13	その他市長が特に調整が必要と認める場合	+1～+5

入所申込みに関するQ&A

Q 1	すでに兄弟が在園している場合の弟妹の申込みはどのようにすればいいですか？
	申込みの際の意向をもとに施設を決定します。 きょうだい全員が同じ施設に入所できない場合もあります ので、申込み時にご相談ください。

【例】 上の子(5歳児)と下の子(1歳児)の入所申込みをした場合



※「きょうだいが同じ施設に通うことを優先する」を選択した場合における、上の子の決定施設は、下の子の決定施設(入所できる施設)になります。

6. 決定

< 保育所・認定こども園(保育部分)への入所手続き >

◆入所施設が内定

利用調整の結果、決定した施設を**令和9年1月下旬頃**にお知らせします。

保育料・給食費に係る通知は**令和9年3月下旬頃**に送付予定です。

内定を辞退したい場合は、速やかに**蕪崎市こども子育て課**保育担当へ連絡してください。

◆入所不承諾の場合

利用保留通知を送付いたします。ご不明点等あればお問合せください。

7. 認定通知書の送付

< 令和9年4月入所希望の方 >

令和9年1月下旬頃に教育・保育給付認定通知書を送付いたします。

※蕪崎市立保育園について、入所説明会の案内も同封いたしますので、ご確認ください。

< 令和9年5月以降中途入所希望の方 >

入所希望月前月20日頃に教育・保育給付認定通知書を送付いたします。

入所日までに施設と面談をしていただく場合がありますので、通知が届きましたら施設に連絡してください。



保育時間



≪保育時間≫

標準時間認定・短時間認定によって、保育時間が異なります。

*利用時間の設定は施設ごとに異なります。

【例】荳崎市立保育園の場合

	7:30		18:30	19:00
標準時間認定	最大11時間の通常保育時間			延長保育
	7:30	8:30	16:30	19:00
短時間認定	延長保育	最大8時間の通常保育時間	延長保育	

≪延長保育≫

延長保育の有無、保育可能時間や料金は、施設により異なります。

各施設へお問合せください。

【例】荳崎市立保育園の場合

		7:30					18:30	19:00
標準時間認定	最大11時間の通常保育時間							延長保育
延長保育料	保育時間							無料

		7:30	8:00	8:30			16:30	17:00	18:00	19:00
短時間認定	延長保育		最大8時間の通常保育時間				延長保育			
延長保育料	100円	無料	保育時間				無料	100円	100円	



保育料(利用者負担額) 給食費(主食費・副食費)



≪保育料≫

保育料は、施設の運営主体(公立・私立)や施設の類型によらず、**荳崎市が決定**します。
(事業所内保育事業(従業員枠)を除きます。)

<0歳～2歳>

荳崎市保育料徴収基準表	①階層区分の判定
	②利用している児童の認定区分
軽減適用	ひとり親世帯・同一世帯に障がいのある方がいらっしゃる世帯
	【荳崎市独自制度】P18 2人目から保育料・給食費(主食費・副食費)が無償

<3歳～5歳>

幼児教育・保育の無償化により**無償**となります。

【軽減適用(ひとり親世帯・同一世帯に障がいのある方がいらっしゃる世帯)】

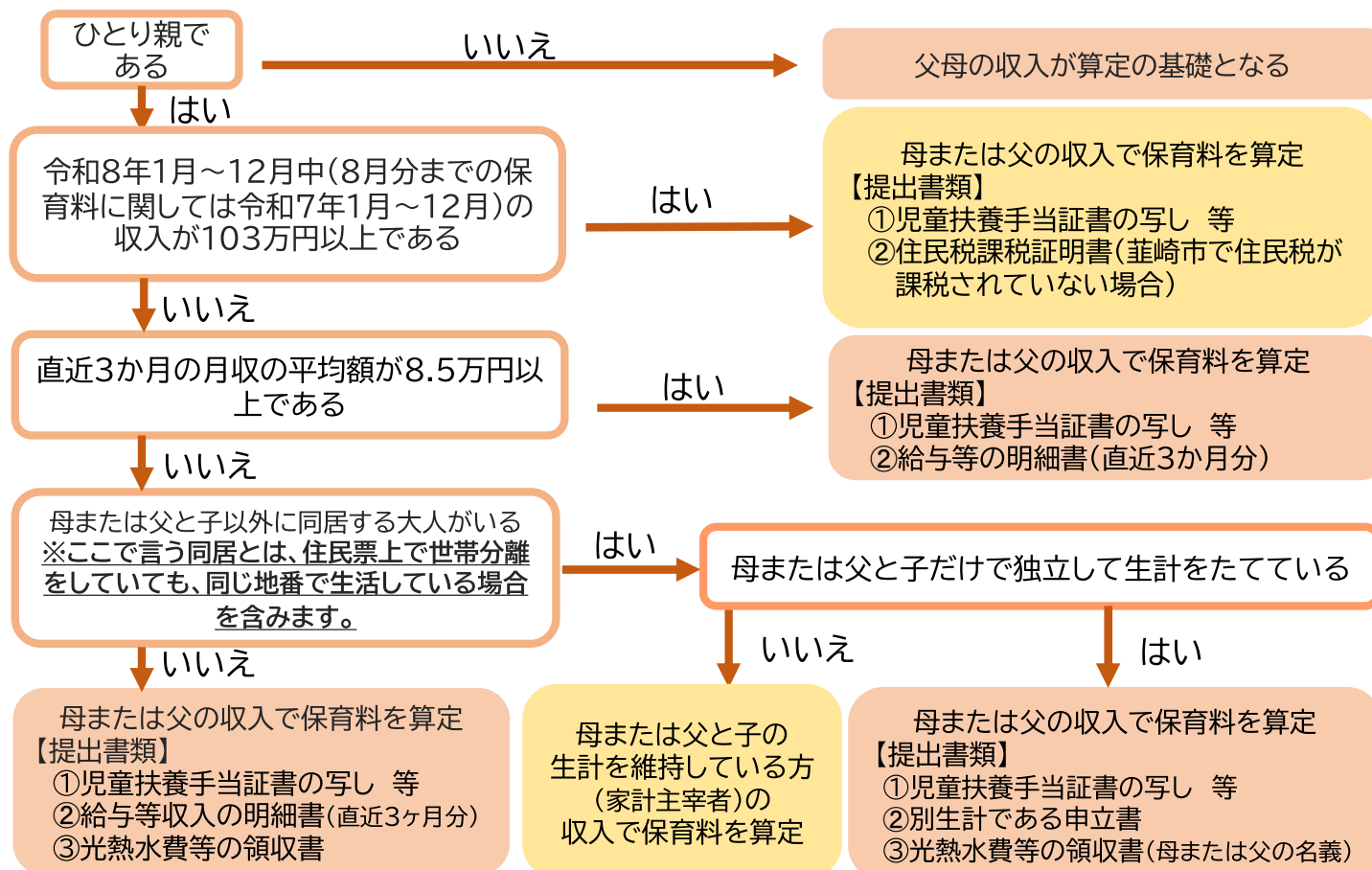
区分	利用者負担額(第1子)	多子軽減(第2子以降)
市民税非課税世帯	0円	—
市民税所得割 77,100円以下	基準表に定める階層に応じた負担額の半額 ※上限額9,000円	無料

【保育料の決定】

「**蕪崎市保育料徴収基準表**」(階層区分+認定区分)を基に保育料を算定する ⇒ P17

① 階層区分の判定	② 認定区分の判定								
児童と生計が同一である世帯の父母または家計の主宰者の市民税所得割額の合計から判定します。 ※寄附金控除、外国税額控除、配当控除、住宅借入金等特別税額控除等、一部の税額控除は控除される前の所得割額で算定します。 保育料を算定する際に基礎となる市民税所得割額の合算対象者↳ <table border="1" data-bbox="113 555 1155 801"> <thead> <tr> <th>世帯状況</th><th>合算対象者</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>父母のみの世帯(単身赴任を含む)</td><td>父+母の合算(※)</td></tr> <tr> <td>ひとり親のみで生計を維持している世帯</td><td>父 または 母</td></tr> <tr> <td>ひとり親で「家計の主宰者」が別にいる世帯</td><td>父 または 母 + 家計の主宰者</td></tr> </tbody> </table> <家計の主宰者とは> ? 父または母の収入が少なく、祖父母などと同居している場合や別居しているが扶養されている場合、収入が一番多い人が「家計の主宰者」となり、合算対象者となります。 ※父母以外の保護者(祖父母等)が家計の主宰者と判断される場合には、当該父母以外の者(家計の主宰者)を合算対象者とする場合があります。	世帯状況	合算対象者	父母のみの世帯(単身赴任を含む)	父+母の合算(※)	ひとり親のみで生計を維持している世帯	父 または 母	ひとり親で「家計の主宰者」が別にいる世帯	父 または 母 + 家計の主宰者	標準時間 ⇒最大11時間の通常保育時間 短時間 ⇒最大8時間の通常保育時間 【参考】 保育の必要性和必要量について(P5)
世帯状況	合算対象者								
父母のみの世帯(単身赴任を含む)	父+母の合算(※)								
ひとり親のみで生計を維持している世帯	父 または 母								
ひとり親で「家計の主宰者」が別にいる世帯	父 または 母 + 家計の主宰者								

◆階層区分の判定及び提出書類



【荳崎市保育料徴収基準表】

階層	階層区分	認定区分	
		標準時間	短時間
1	生活保護世帯	0円	0円
2	市民税非課税世帯	0円	0円
3	市民税均等割のみの世帯	8,800円	8,600円
4	市民税所得割48,600円未満	11,000円	10,800円
5	市民税所得割48,600円以上61,000円未満	16,200円	15,900円
6	市民税所得割61,000円以上97,000円未満	23,000円	22,600円
7	市民税所得割97,000円以上137,000円未満	26,000円	25,500円
8	市民税所得割137,000円以上169,000円未満	34,200円	33,600円
9	市民税所得割169,000円以上301,000円未満	39,900円	39,200円
10	市民税所得割301,000円以上397,000円未満	42,300円	41,500円
11	市民税所得割397,000円以上	55,000円	54,000円

【備考】

①100円未満の端数は切り捨てます。

②市民税所得割額は、寄付金控除、外国税額控除、配当控除、住宅借入金等特別控除等を適用する前の金額で算定します。

※修正申告をされた場合や月の途中で認定区分や保育の必要量に変更があった場合には、翌月の保育料から変更となる可能性があります。

≪給食費(主食費・副食費)≫

0歳児～2歳児	保育料に含まれています
3歳児(※) ～5歳児	各施設において定められておりますので、各施設にお問合せください。 【荳崎市立保育園の場合】 月額：主食費 1,000円 + 副食費 4,500円 = 5,500円

※幼稚園・認定こども園(教育部分)については、満3歳児(誕生日の前日)から対象となります。満3歳になるまでは、各施設で定められた利用料等を実費負担していただきます。

【低所得世帯の給食費(主食費・副食費)減免】

年収360万円未満相当世帯については、下記のとおり給食費が減免されます。

区分	市民税所得割	主食費	副食費
1号認定の場合	77,101円未満	年間12,000円まで無償	免除
2号認定の場合	57,700円未満 ※ひとり親、障がい者世帯等は77,101円未満	年間12,000円まで無償	免除

≪その他≫

- ・市が定める保育料とは別に、実費徴収が求められることがあります。
例)教材費、保護者会費、制服代など ⇒ 詳しくは各施設にお問合せください。
- ・保育料等は国の基準に伴い、改定されることがあります。
⇒改定される場合は、別途お知らせします。

≪ 荳崎市独自制度：2人目から保育料・給食費(主食費・副食費)が無償！ ≫

荳崎市では、国の制度をさらに拡大し、保育所や認定こども園、幼稚園に通っている第2子以降は、**保育料・給食費(主食費・副食費)を無料**とします！

◆第2子とは



児童と生計を同一にするきょうだいがいるお子さんのことを指します。

ただし、第2子以降であっても、**認可外保育施設等**を利用している方や給付認定を受けていない方は**対象外**です。

◆上限額は



給食費について、無料となる上限額があります。

1年間在園した場合、**主食費年間12,000円(月額1,000円)**、**副食費年間58,800円(月額4,900円)**が上限となります。これを超えた場合は、実費負担となります。

Q 1 第1子が住民票を移している(同一世帯でない)のだけど…？

同一世帯でなくても生計を一にしている場合等は対象となる場合があります。
詳しくはこども子育て課保育担当へお問合せください。

≪ 保育料・給食費の算定 ≫

「保育料・給食費」は、毎年**4月・9月**に算定します。

保育所等に通っているこどもやきょうだいの進級に伴い
4月分から変わる場合があります。

4月

令和9年度		令和10年度	
4月～8月	9月～令和10年3月	4月～8月	9月～令和11年3月
令和8年度の 市民税所得割額で算定	令和9年度の 市民税所得割額 で算定		令和10年度の 市民税所得割額 で算定

9月

課税年度の変更に伴い、
9月分から変わる場合があります。

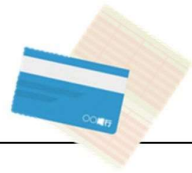
9月

≪ 保育料・給食費の納付先 ≫

入所先	保育料	給食費
市内の公立保育所	荳崎市	荳崎市
私立保育所	荳崎市	入所施設
私立認定こども園	入所施設	入所施設
幼稚園	—	入所施設
他市町村の公立保育所 他市町村の公立認定こども園	入所施設の所在地の市町村	入所施設の所在地の市町村

【保育料・給食費の支払方法】

納付先が「**荳崎市**」となっている保育料等は、次の**2通り**の方法でお支払いいただけます。

①口座振替	キャッシュカードもしくは金融機関で申込みができます。 入所決定通知書を送付する際に、ご案内いたします。 引落日:毎月25日(25日が土日祝日の場合は翌営業日)	納め忘れが なく便利
②納付書	毎月、市から納付書を送付しますので、 毎月25日(25日が土日祝日の場合は翌営業日)までに 金融機関にてお支払いください。	

※納付先が荳崎市以外の支払方法は、入所施設もしくは所在市町村にお問合せください。

【給食費・保育料の納付が確認できない場合】

納付状況	
口座振替で引落ができなかった方	口座振替不能通知および納付書:毎月末頃に発送
前月分の保育料が、 納期限後15~20日を過ぎても 納付の確認がとれない方	督促通知: 翌月15日頃に発送 督促通知発送後は、督促手数料100円が加算されます。
督促期日を過ぎても 納入がない場合	催告: 催告に応じない場合は、地方税法の滞納処分の例により、 財産の差押を行うことになります。

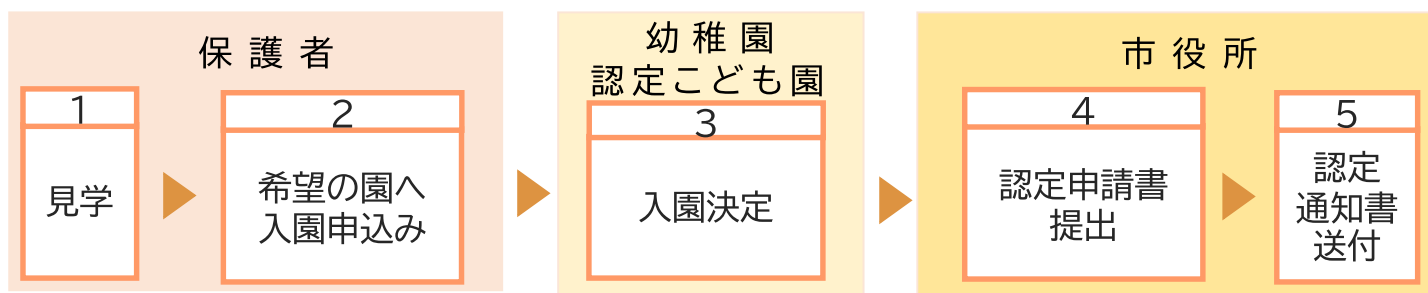
MEMO

幼稚園・認定こども園(教育部分)への 入園関係



<幼稚園・認定こども園(教育部分)への入園手続き> ⇒各施設へ

幼稚園・認定こども園(教育部分)の入園手続きは、各施設にお問い合わせください。



幼稚園の入園決定は、各施設が行います。

施設を介さず、保護者が直接市役所へ認定申請書を提出していただく場合がありますので、ご希望の施設にご確認ください。

<基本教育時間と預かり保育について>

【基本教育時間】

在籍する幼稚園、認定こども園(教育部分)で全員に基本的な教育時間として定めている時間帯

【預かり保育】

在籍する幼稚園、認定こども園(教育部分)で基本教育時間以外に実施する保育サービスの時間

【例】

～9:00	9:00～14:00	14:00～
預かり保育	基本教育時間 (登園時間、降園時間を含む)	預かり保育

※基本教育時間と預かり保育の時間の設定は、施設によって異なりますので各施設ご確認ください。

<認定区分>

保育の必要性	認定区分	対象となる子ども	利用できる主な施設
なし	1号認定	満3歳以上の就学前の子ども	・幼稚園(施設型給付対象園)
なし	新1号認定	満3歳以上の就学前の子ども	・幼稚園(私学助成園)
あり	新2号認定 ※預かり保育利用	3歳児以上で、保育を必要とする就学前の子ども	・幼稚園(施設型給付対象園) ・幼稚園(私学助成園) ・認定こども園(教育部分)
あり	新3号認定 ※預かり保育利用	満3歳児で保育を必要とする 市民税非課税世帯 の子ども	・幼稚園(施設型給付対象園) ・幼稚園(私学助成園) ・認定こども園(教育部分)

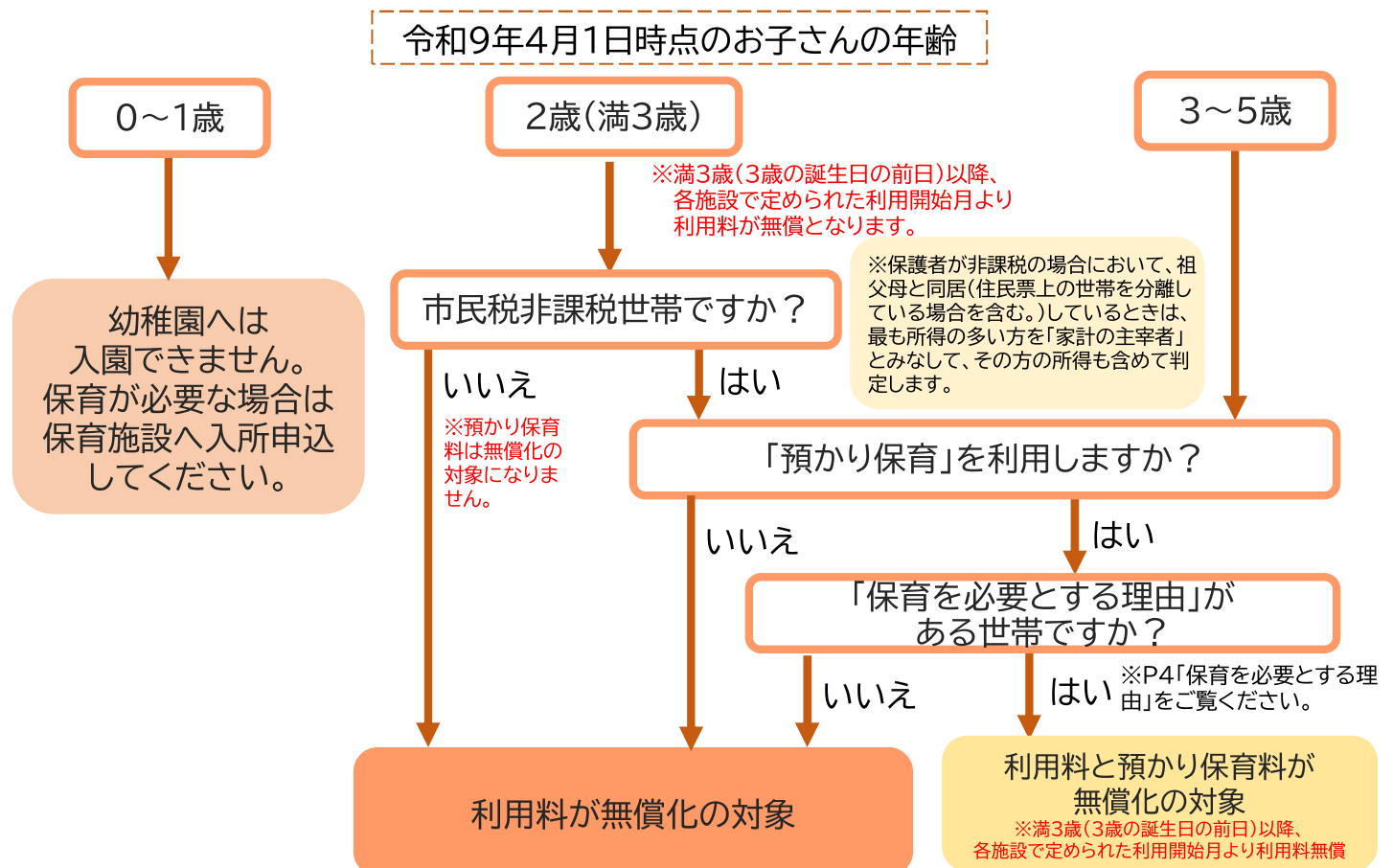
<施設区分>

主な施設	利用料	預かり保育料
幼稚園(私学助成園)	月額28,000円を上限に無償化	利用実態に応じて 月額12,300円(満3歳児については 17,700円)を上限に無償化(※)
幼稚園(施設型給付対象園)	無償	
認定こども園(教育部分)	無償	

※無償化の対象範囲は、実際の利用料と基準額(1日490円×利用日数)を比べ、低い方の金額(月額12,300円あるいは17,700円まで)となります。

利用料・預かり保育料の無償化

※給食費についてはP17～18をご覧ください。



入園申請に必要な書類

(1)	施設型給付費・地域型保育給付費等教育・保育給付認定申請書 (兼施設入所申込書)
(2)	「認定」関係申請書および提出チェックシート

「預かり保育」申請に必要な書類

※認定開始を希望する日の前月10日までに申請してください。
10日が土日祝祭日の場合には、その前の平日までとなります。

(1)	子育てのための施設等利用給付認定申請書
(2)	保育が必要なことを証明する書類:保護者(父・母)のものがが必要です。 ※65歳未満の祖父母やおじ・おば等と同居している場合は、その方々の証明も必要です。

詳しくは
P6～9へ

【施設・事業の併用に伴う利用料の無償化対象について】

※認可外保育施設、一時預かり、病児保育事業、子育て援助活動支援事業(ファミリーサポートセンター事業)を使用した場合の利用料等は、無償化の対象となりません。

【就学前の障害児発達支援(いわゆる障害児通園施設)を利用する子どもの利用料について】

※幼稚園と就学前の障害児発達支援(いわゆる障害児通園施設)の両方を利用する3～5歳の子どもの利用料については、ともに無償化の対象となります。

MEMO



市内施設の概要



※記載されている「定員」は、入所実績や今後の申込み状況で変動する場合があります。

【保育所】

HPはこちら↓

公立：韮崎市立たんぽぽ保育園

韮崎市藤井町坂井119-1
TEL 0551-22-6087



定員 (人)	0歳	1・2歳	3～5歳	計
	12	48	90	150

【園の紹介】

- ・地域交流…地域の文化祭や行事への参加、施設を訪問して遊戯等の披露、小中高生徒との交流、お年寄りとの交流など、地域との交流に積極的に参加し、ふれあいを大切にしています。
- ・体力づくり…年齢に合わせた組体操、フープ、なわとびなどの運動遊びを保育の中に計画的に取り入れています。
- ・食育活動…野菜の栽培やクッキングを通して楽しく食育活動を進め、家庭への情報発信をしていきます。
- ・異年齢児交流…縦割りグループを作り、色々な活動に取り組んでいます。

※藤井公民館との複合施設である園舎での保育となります。

- 保育時間 月～土
標準時間認定 7:30～18:30
(延長保育) 18:30～19:00
短時間認定 8:30～16:30
(延長保育) 7:30～8:30、16:30～19:00
- ※乳児保育、障がい児保育、一時保育、
病児保育(保育中の体調不良時のみ)、土曜保育あり

○入所年齢:6か月～

【保育所】

公立：韮崎市立すずらん保育園

HPはこちら↓

韮崎市大草町若尾110-4
TEL 0551-45-7166



- 保育時間 月～土
標準時間認定 7:30～18:30
(延長保育) 18:30～19:00
短時間認定 8:30～16:30
(延長保育) 7:30～8:30、16:30～19:00
- ※乳児保育、障がい児保育、一時保育、
病児保育(保育中の体調不良時のみ)、土曜保育あり

○入所年齢:6か月～

定員 (人)	0歳	1・2歳	3～5歳	計
	5	54	151	210

【園の紹介】

- ・自然に触れ、五感を刺激することで、「様々な体験と豊かな感性」、そして「生きる力」を育んでいます。
- ・木のぬくもりを感じられる園舎の中でのびのびと過ごし、地域との交流(お年寄り・医療センター)を通して心身のバランスのとれた「健康な体と思いやりの心を持つ子ども」を目指しています。
- ・季節の野菜を育て、収穫した野菜を給食やクッキングに取り入れています。食育講座や毎日の給食の展示を通して、食べることの大切さや楽しさを伝えています。

※敷地内は安全対策のため、一方通行としています。お車でお越しの際は、時計回りにお進みください。

【保育所】

私立：キヅキ

HPはこちら↓

韮崎市栄一丁目2番5号
TEL 0551-30-7300



- 保育時間 月～土
標準時間認定 7:30～18:30
(延長保育) 18:30～19:00
短時間認定 8:30～16:30
(延長保育) 7:30～8:30、16:30～18:30
18:30～19:00
- ※乳児保育、障がい児保育、一時保育、
病児保育(保育中の体調不良時のみ)、土曜保育あり

○入所年齢:6か月～

定員 (人)	0歳	1・2歳	3～5歳	計
	8	40	84	132

【園の紹介】

- ・令和6年4月に開園しました。
- ・自然豊かな環境の中で、景色・食・行事などを通して四季の移り変わりを感じ、豊かな体験ができるようにします。
- ・また、あそびを通して様々なことを感じ、気付き、調べ、挑戦し、その中で人との関わりについても学んでいきます。
- ・こどもも大人も一人ひとりの違いを認め、思いやり、お互いの力を借りたり出し合ったりしながら、みんなで心地よい暮らしをつくっていきます。

【幼保連携型認定こども園】

私立：すみれ葦崎保育園



- 保育時間（2・3号認定）月～土
標準時間認定 7:30～18:30
（延長保育）18:30～19:00
短時間認定 8:30～16:30
（延長保育）7:30～8:30、16:30～19:00
※土曜日は7:30～18:30となります
- 教育時間（1号認定）月～金
8:30～16:30
（預かり保育）7:30～8:30、16:30～19:00

※乳児保育、障がい児保育、土曜保育あり

○入所年齢：2か月～

HPはこちら↓



葦崎市本町一丁目17-10
TEL 0551-22-0118

定員 1号(人)	3歳		4・5歳		計	
	4		6		10	
定員 2・3号 (人)	0歳		1・2歳		3～5歳	計
	9		31		70	110

【園の紹介】

- ・平成30年度より、葦崎西保育園から民間移行した園です。
- ・乳児保育に力を入れ、個々の育ちを大切に「人間の基礎作り」のための保育を行います。生後2か月から受入れ可能です。
- ・子どもの好奇心、自発性を尊重し、子ども同士の学び合いを大切にしながら保育を行います。
- ・きょうだいのように異年齢児の子どもで形成されたグループ活動を行います。年上の子どもは年下の子をいたわり、年下の子は年上にあこがれる、そんな関係が築けるよう支援します。

※令和5年度から、幼保連携型認定こども園に移行しました。

【幼保連携型認定こども園】

私立：山梨英和ダグラスこども園



- 保育時間（2・3号認定）月～土
標準時間認定 7:30～18:30
（延長保育）18:30～19:00
短時間認定 9:00～17:00
（延長保育）7:30～9:00、17:00～19:00
- 教育時間（1号認定）月～金
9:00～15:00
（預かり保育）7:30～9:00、15:00～19:00

※乳児保育、障がい児保育、一時保育、土曜保育あり

○入所年齢：6か月～

HPはこちら↓



葦崎市藤井町北下條15
TEL 0551-22-0707

定員 1号(人)	3歳		4・5歳		計
	8		16		24
定員 2・3号 (人)	0歳	1・2歳	3～5歳	計	
	9	30	45	84	

【園の紹介】

- ・山梨英和学院の建学の精神「敬神・愛人・自修」に立ち、キリスト教教育・保育を行っています。毎日の賛美や祈りを通して、「神さまに感謝する気持ち」「仲間を大切にすること」「自分のことは自分でする」生き方を育てています。
- ・「コーナー遊び」や「自然体験」から子どもの「なぜ?」「どうして?」を拾い上げ、「科学する心」「探求心」を応援する豊かな環境を整えています。
- ・子どもたちが安心・安全と思える居場所、自分らしくいられる空間を提供し、縦割りの異年齢活動を通して、当たり前にな年上の子どもが年下の子を大切にすることが芽生えています。

【幼稚園】

HPはこちら↓

私立：葦崎カトリック白百合幼稚園

葦崎市若宮三丁目10-1
TEL 0551-22-2455



定員 1号(人)	3歳 ※満3歳児を含む	4歳	5歳	計
	55	45	50	150

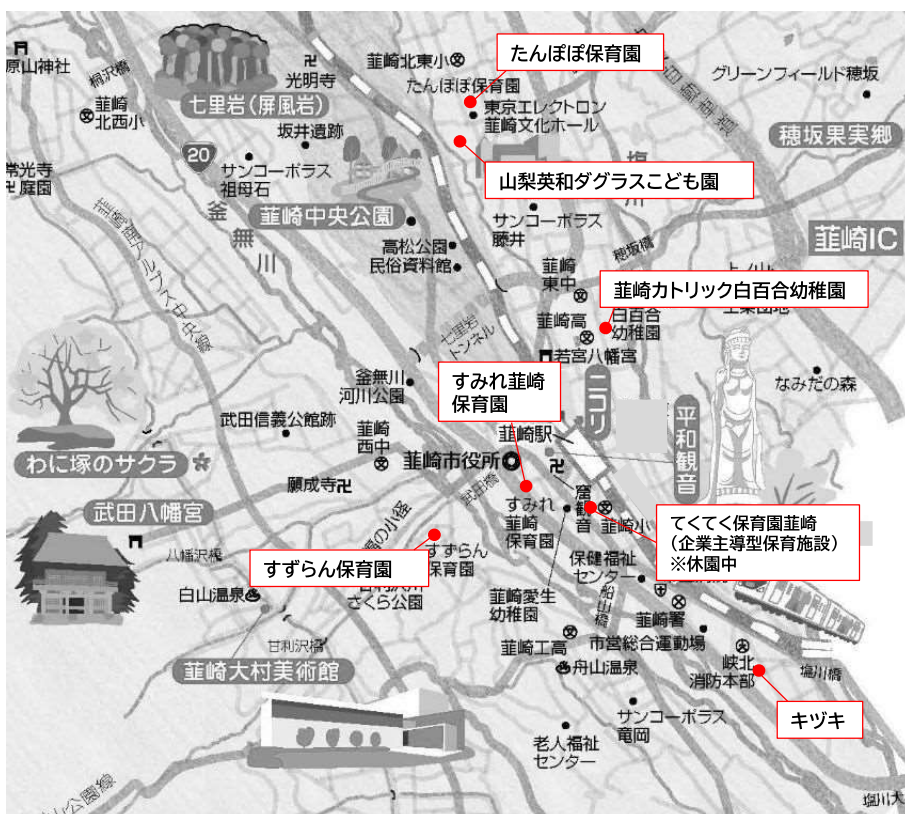
【園の紹介】

- ・令和2年度より施設型幼稚園に移行しました。
- ・カトリック横浜教区の教育施設として昭和35年から開園しているカトリック葦崎教会の附属幼稚園です。
- ・カトリック精神を基に、「人にしてもらいたいと思うことは何でも、あなたがたも人にしなさい」という聖書の教えを通し、神の愛を感じ、感謝の気持ちを持てるよう教育しています。
- ・生活の中には「祈り」があり、数々の一般行事に加え宗教行事や自然体験、神の恵みについて親子で考える機会が沢山あります。
- ・自分自身の「生きる力」を育み、これからの人生においてその基礎となる自己肯定感を育てられるよう、子どもたちの「やりたい…」を応援します。

- 基本教育時間 月～金
8:00～16:00
(預かり保育)7:30～8:00、16:00～18:00

○入所年齢：満3歳～

市内保育所等位置図



<認可外保育施設(企業主導型保育施設)>

施設名称	てくてく保育園葦崎 (※R8.5月～ 休園中)
住所	本町2-9-36
電話番号	35-9233
定員	12
入所年齢	4か月～2歳
保育時間	7:30～18:30
延長保育時間	18:30～19:00

※上記以外にも市内には認可外保育施設が3か所ありますが、病児・病後児保育や従業員の子どものみを対象としているなど、利用に制限があることから、上記施設のみ掲載しています。
※受入れ、申込手続きなどの詳しい内容は、直接、園にお問合せください。